

## 平成26年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月6日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 9番 箕輪 修二

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸	副町長 森澤光則	教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁	町づくり推進課長 青井義和	
産業振興室長 中村茂弘	町民課長 羽場幸春	
農林課長 小平春幸	建設課長 武重栄吉	観光課長 今井一行
教育次長 宮坂 晃	会計室長 市川清子	
たてしな保育園園長 中谷秀美	総務課長補佐 遠山一郎	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前10時49分

**議長（滝沢寿美雄君）** おはようございます。これから、本日、6月6日の会議を開きます。

報告します。9番、箕輪議員から、入院療養のため欠席届が出ています。また、長坂議会事務局長から、父親が亡くなられ、欠席届がありました。

町長に局長代理を要請したところ、総務課、遠山課長補佐の派遣を受けたので、局長の職を務めさせます。

武重建設課長より発言を求められておりますので、許可します。武重建設課長。

**建設課長（武重栄吉君）** おはようございます。

実は昨日、議案第39号の中で、小宮山議員さんからご質問いただいた件につきまして、間違った答弁をしてしまいましたので、訂正の発言をさせていただきたいと存じます。

23年度から始まりました中央監視設備更新事業につきましては、基盤交換も含め、今年度中に予定どおり全て完了する予定であります。基盤を交換しなかった部分はあるというような発言をしてしまったわけですが、全て交換できております。

したがって、説明欄では工事内容の変更による減となっておりますけれども、実績による減ということで訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第44号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第1 議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第45号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第2 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 7番、橋本です。

今回の条例の改正提案は、説明では、料金体系の不公平感、期間券の料金体系の不公平感の是正ということと、あとプリペイドカードということで利便性を図るといような形での提案を今回の条例で出されておりますけれども、そもそも期間券というのは、顧客の囲い込みや販売促進策として、または町民への優遇策として発行されていると私は思います。

温泉館の経営そのものは、基本的には1回券、期間券とか、そういうものではなくて、1回券で収支バランスをとるとというのが経営の仕方であろうというふうに理解してるわけですけども。

したがって、この期間券というのは、収益的には余剰的な要素であろうというふうに私自身は考えております。

したがって、料金体系も他の温泉館との競合等々を踏まえた上で、お客さんを誘客する策として、それなりの価格というものが設定されているんだろう。

したがって、今の現在、そういう格安さの料金体系が設定されているというふうに考えております。

計算上、1回当たり不公平感はあるかもしれませんが、例えば、町が経営してる索道事業、これもシーズン券というのを発行してるわけですね。シーズン券3万8,000円、1回券3,800円、10倍の料金を取っております。

けども、私が知る限りは、スキーの一般のお客様からシーズン券3万8,000円が割安ですとか、そういう不公平感があるというような話は、私は一切聞いておりません。これは観光課長にも確認をすればわかるかと思っておりますけども、観光課長も多分そういう認識であろうと、後でお答えいただければと思っておりますけども。

したがって、この不公平感のもとで今回の条例改正をされてるわけですけども、本当に町民の多くの皆様が不公平感を感じておいでなのか、一部の方の意見ではないだろうかというふうに危惧するわけですけども、それについてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

それから、もう1点、今回の提案に当たりまして、いろんな検討案があったかというふうには私自身は思いますけれども、どういう検討をされていたか、私どものほうには余り調整等々もされずに提案されておりますので、内容はわかりませんが、本来ならば、こういう町民にかかわる問題については、議会にあらかじめいろんな形で案を提案をされ、それを議論をした上で、ある程度の調整を図りながらやるべきだろうと。木島平村みたいに唐突に提案をされているような感じが今回するわけです。事前にそういう以前の話というものが、議会との間での議論というものがなされずに、こういう町民にかかわる問題について唐突に議案として提出されたことについて、町長はどのように考えておられるのか、その2点についてお伺いいたします。

その前に、観光課長に、先ほどシーズン券について不公平感があるというふうな声を聞いているかどうかを確認いたします。

議長（滝沢寿美雄君） 今井観光課長。（（議長）の声あり）はい。

町長（小宮山和幸君） 新しい観光課長なんで、ちょっとその辺のところは気がかりなんで、私のほうから答えさせていただきますが。

議長（滝沢寿美雄君） 橋本議員、いいですか、それで。

7番（橋本 昭君） 何ですか。

議長（滝沢寿美雄君） まだなつたばっかの課長なんで、町長が答弁するそうですが。

7番（橋本 昭君） いいです。

議長（滝沢寿美雄君） じゃ小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） まず、最初の期間券については、町のこの温泉館の余祿のようなものであると、こういうような表現をされましたけれど、余祿でやるなんちゅうことはございませんですよ。本来、事業をやってて余祿で誘客のためにやるサービス券だと思われてるんじゃない大変なことですよ。ただ、たくさん利用していただく方のために割引をするということを目的はしたとは思いますが。

ただ、この温泉館の収益の中で、期間券の皆さんが余祿などということは決してございません。特に当初は15%ほどの占める割合でしたが、今やもう30%に近くまでなろうとしているものですから、ここの部分のところをそういう理解をされてはちょっと困るかなというふうに思っております。

当時、誘客をということで無料券を出したり、いろんなことをしておりますけれども、もはや今そうしたサービスを大々的にやれるような耐力はこの温泉館にはございません。ご説明も全協でもさせていただきましたが、このシステムを変えることによって、ぎりぎりの改善をしていこうということでございますので、その辺のご理解をしていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどシーズン券あるいはスキー場のリフトの券についての問題をお話しされました。これ私、今、観光課長にということなんで、ことし4月からなつた課長なんで、私、けさ方、前の観光課長と確認してきました。一番いいのは、前の岩下観光課長も言っていましたけれども、やっぱり1回ごとに回数券、プリペイドを導入をした経過もあるんだそうですけれども、それが一番いいんだと。

苦情が多いのはシーズン券、1日券、半日券、何ともう物すごい苦情が多くて、そのたびに制度も変わってきてるんだと。例えば、風が吹いてリフトが止まっても、これは使えないじゃないか、来ます。使った回数じゃないんです。1日の内使えない期間があるじゃないかと、こう来るんです。半日券もそうだったそうです。半日券も12時で線を引くんですけれども、これが12時よりか1時にしてほしいということで、これも変わってます。そういうように、非常にいろんなところで問題がいっぱいあるようです。

ですから、スキー場のリフト券にこの権現の湯の回数券をあるいは期間券を当てはめて物を考えるのは、ちょっと一緒にはならないではないのかなと思うんです。

それから、もう1つの質問は、議会への前もつての案を示せということですがけれども、案ということばかりじゃないですよ。この問題はもう何年も前から話し合ってるじゃありませんか。そうじゃありませんか。そういうことの中で、あれを改善せえ、これを改善したらどうだという皆さんのご意見を踏まえながら進めてきて、ようやくここが最後になってきたんです。それを、案を示してない、唐突だ、まさかそんなこ

とは私は考えておりません。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 町長のご答弁ですけどもね、スキー場との比較をするのはおかしいじゃないか、問題をすりかえてはならないと思います。

スキー場の今の1日券だとかシーズン券の問題は別の問題であります。私、言ってるのは、3,800円で1回券が出されて、その10倍の3万8,000円で売ってるものに対して不公平感があるかどうかということを知っているわけ。中身がどうだということを知っているわけじゃありません。不公平感は、それはお客様、誰も言っておりません。この期間券も同じです。

ですから、今の町長の答弁は問題をすりかえてるだけであって、中身が相違、前の観光課長と、1回券の中でも使えない時間があるだとか、そういう問題とは全然問題が違うわけです。3,800円の10倍の3万8,000円で売り出すことが不公平感があるかということを知っているわけですよ。

それと、もう一つは、今、町長の答弁の中で、前々からずっと議論をされてたと。前々からの議論というのは、1回券の値上げというものについての議論というものは確かにされてたかもしれん。期間券みたいに不公平感があることを言われてるかもしれませんが、真に議論をされたかと言ったら、これは議論してません、議会との間で。

だから、今回の提案に当たっては、やはりもう少しいろんな検討案をした上で、1回券の検討はどうなったのかというようなことも含めた上で提案されるべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺どういうふうにお考えなんですかね。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 決してすりかえてるわけじゃございませんよ。そういうふうに橋本さんはおっしゃいますけれども。いずれにしても、ここの財政改善もしながらやってくということに関しての一つの提案を申し上げて、それを皆さん方とご相談しながら今回は提案させていただいてるわけでありまして、決してシーズン券が不公平だとか不公平じゃないとかっていう問題を言ってるのは橋本さんであります。

私たちは、1回券のほうが公平性が高い、そういう言い方をしていますよ。ですから、そのことに関して私たちは進めてることを皆さんに話をしてるという話です。

それから、もう1点、今まで議論したことがないようなことを発言されていますけど、そんなこと決してないじゃありませんか。そうでしょう。そういうこと、期間券の話も、それから割引の話も、改善の話も、何度となくやってきたことは覚えていらっしゃるでしょう。そのことをお話ししてるんですよ。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 話をしても、案として何も提案されていないものは話し合いに何もなら

ないわけですよ。

だから、正式な案として出すならば、いろんなこういう案があるということを十分指摘を出されて、それで議論をするというのが普通じゃないですか。ただ口頭でいろんな問題があります、ありますというのは議論じゃありません。

それと、もう一つ、先ほどの町長のリフト券の考え方をしたら、じゃ今度索道事業に行ったらシーズン券を取っ払ってくださいというふうになるわけですよ。同じ考え方ですよ。シーズン券をなくすという考え方です。整合性がとれないじゃないですか、温泉館と。シーズン券は不公平であるということ言われているわけですから、来期からはシーズン券はなくなるということになるわけですよ、考え方が同じだってならばですね。

ですから、もう少し、今回この温泉館の期間券の改正については、もう少し議論をした上で改めて私は提案すべきだというふうに思いますけれども、町長は提案をされてるわけですから、今後、総務経済委員会等々で十分審議をされたいというふうに思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### ◎日程第3 議案第46号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 議案第46号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。

議長にお諮り申し上げます。議案第46号から議案第49号まで、これ全て徴収に関する条例改正、関連しておりますので、一括して、同じ内容の質問になりますので、合わせて全ての条例に関する質問として質問いたしたいと思っておりますけれども、議長にお諮りいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 許可します。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） では、本改正について、これは前々から、昨年12月の定例会からずっと来てる内容でございますけれども、本改正で徴収方法について、2月分という形で徴収をするというような形になった。非常に雑駁な条例であろうと私自身は思うわけですが。

この中で一つだけ、まず条例の改正の中で、これは副町長のほうにお伺いいたしますけれども、これ全ての条例の中で、一部違う条例もありますけれども、町長が必要と認めたときに、2月分まとめて徴収できるという条例改正をしております。

一般的に、町長が必要と認めたときというのは、例外規定であろうというふうに思うわけですが。この下水道排水、いろんな条例では、今の事務事業では2月分を取るの  
が定例化しておりますし、常態化してるわけです。それがルールです。ルールを必要  
と認めたときに2月分を取るというのは、これちょっとおかしいのではないだろうか。  
あくまでもルールであるならば、2月分を取るという条例にすべきだろうと。それで  
他の例外規定がある場合には、町長が必要と認めたときには他の徴収方法をとるとい  
うのが条例構成上、持つてくべきではないだろうかというふうに思うわけですが、  
副町長はどのようにお考えでしょう。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） どういう立場で私のところへ質問をされてるのか、ちょっと理解に苦  
しむんですけども、副町長ということでは言われておりますので。（失礼しまし  
た）の声あり）

議長（滝沢寿美雄君） ちょっと待ってください。今発言していますので。

副町長（森澤光則君） 副町長という立場でお答えしろということでございますね。

議長（滝沢寿美雄君） いいですか、それで。

7番（橋本 昭君） 法規審査委員会の委員長という立場で。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 法規審査委員会の委員長としてということでございますので。

法規審査委員会の中では、まずこの下水道条例の料金につきましては、水道条例に  
委ねているので、水道条例の徴収方法と同じようにしていくということで法規審査委  
員会では審議をいたしました。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 水道条例、給水条例ですね、立科町町の給水条例に整合性を求めさせた  
ということ。だけど、条例の条文そのものは全く違うわけですね。整合性を求めな  
がらも、給水条例の徴収方法の条例で記載されている内容と、今回の改正の内容は違  
うんです、表現が。

したがって、今、私が質問をしましたのは、2月分を取るというのは、例外規  
定ではなくて、ルールである。したがって、条例上はそれをルールとしてはっきり明  
確に記載をして、例外規定として、町長が必要と認めた場合には、何か違うものがあ  
るんだというような条例構成にしなければいけないのではないのでしょうかという質問  
を私はしてるわけです。それについて、法規審査委員会の委員長としてどのように考  
えておられるか、確認をしてるわけです。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 法規審査委員会の中で、繰り返しますが、議論をいたしましたのは、  
他の条例との整合性の中で行ってきたと。基本的に条例に対するとらまえ方でござい  
ますけれども、文言は多少違っておりましたが、その条例の趣旨、要件等が合致して

いれば、法規審査委員会の中では、一方それぞれの条例の独立性も加味し、審査をしております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 整合性云々ということですがけれども、給水条例では、例外規定としてません。2カ月分を取るということになってます。町長が必要と認めたというふうなことは一切書いておりません。

ですから、全く整合性がとれてないというふうに言わざるを得ない。条例ですから、2月分取るということで、雑駁ですけども、今回ようやく2月分取れるようになりました。

しかしながら、事務事業というのは、条例に基づいて全部規制されてるわけですね。したがって、前の定例会でも指摘しましたけれども、この下水道関係の条例と給水条例というものは、やはりもう一度見直しをして、正しいっていうか、正確な誰でもわかるような条例に私は修正すべきだろうと。

もう一つは、今、例規集の改正をしておると思いますけども、1年たってもなかなかまだでき上がってこないわけですけど、この際にしっかりともう一度見直しをして、給水条例そのものにも、例えば、徴収方法で今、口座振替でやってるにもかかわらず、口座振替の条例が入ってないんですよ。納入通知書だけの条例しか入ってないんです。口座振替では取ってはいけないんです、給水条例上も。取れないんです。だけど、取ってるんです。条例違反をしてるんです、町は。

だから、そういう面では、やはり全部の見直しをして、全てがすっきりとするような条例改正をお願いしたいと思いますけど、法規審査委員長としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 法規審査委員長というよりも、今の議員さんの質問については、副町長という立場のほうがいいのかなと思いますので、そちらの立場でお答えさせていただきます。

条例等につきましては、確かに日々状況の中で変わっていくものであろうかと思えます。そういう中で、今までも見直し等は逐一やってきたかと思えますけれども、今後も状況の中で必要に応じて見直し等はしていく必要があると思っておりますので、承っておきます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第47号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第4 議案第47号 立科町戸別排水処理施設の設置及び管理に関



する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第48号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第48号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第49号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第6 議案第49号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第50号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第50号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第51号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第8 議案第51号 立科町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第52号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） お伺いします。1 番、榎本です。

26ページ、教育委員会関係です。小中学校天井扇風機設置事業をこのたび計上されてますが、この状況のことをもう少し詳しくお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） お答えをします。

この数年、地球温暖化ということもありまして、実は定期的ではないですが、教室の中の温度をはかっております。そうすると、この二、三年、やはり30度を超える日が非常に多くなってまいりまして、職員やPTAのほうからも、何とか対応をしていただけないだろうかというような申し出がありまして、このたび全部の教室に天井または壁つきの扇風機をつけたいということで提案をさせていただきました。1つ2万2,000円ぐらいですね。工事費というのは、配線、それから天井を大きいものをつり下げるための補強等も工事費込みまして、このような上程をさせていただきました。以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） もう少し深くお伺いしますが、この扇風機をつけることによって、どれぐらいの室温というか、それは想定されてますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 実際に教室内の温度がどのくらい、何度下がるかというような計算はしておりませんが、今の、ただ窓を開放するだけよりは、教室内の空気が移動することによって、温度が下がるというよりも、風が来ることによって生徒は快適になるんじゃないかなというふうには思っております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。5 番、西藤 努君。

5 番（西藤 努君） 5 番、西藤です。

榎本議員の関連になります。扇風機をつけるんですが、これ小中の教室の全室につけるんです。1台2万8,000円ぐらいって、今、話ですと、1台ではちょっと冷し切れないと思います。1つの教室に何台つけるのか、1台なのか、2台なのか。それから、ほかのところで保育園も昨年度は蒸し風呂みたいになってましたね。それで、保育園の部分は検討はあるんですか。その2点お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） お答えします。

1つの教室に4台、今のところ想定しております。

議長（滝沢寿美雄君） 保育園。塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） じゃ保育園について私のほうからご説明をさせていただきます。

保育園について散水の設備をしてあります。たまたま去年はちょっと初年度というふうなことで、使い勝手がうまくできなかったかなというふうに感じておりますが、このほかにも扇風機等も入れてありますので、状況を今年度また見てみたいというふ

うに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 6番、田中です。

今の1室何台をお聞きしようと思って、4台ということなんですけれども、同じ問題です、よろしいですか。

教室が大分あいてはいるんです。しかし、時々使う、そういうような教室が多くあるわけなんですけれども、そういう教室はどのようになさるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 生徒が使う教室につきましては、全て配置する予定でございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 6番。

今の問題です。全部で何個を想定していらっしゃいますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） まず、小学校ですが、31教室127台です。中学校のほうは28教室116台を予定しております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ページ8ページの歳入でございますけど、使用料及び手数料220万の増額改正でございますけど、これはちょっと私も提案説明のときに聞き損じましたけれども、たしか条例改正に基づいて220万というものが上がるというような説明があったかのように思いますけども、その確認と、もしもそうであるならば、増額分について、今回の条例改正に基づいて、回数券別のもので、どういう見込みをされているのか、伺います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えいたします。

期間券から回数券への条例改正の上程してございますが、それが改正になったという中での増額の見込みでございます。

3カ月券、半年券、年間券が50回券、100回券、200回券に移行をするという中で、増収見込みをおよそ300万円ぐらいというふうに試算をしております。その7割相当ということで今回収入増の計上をさせていただいております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ということは、回数券全体で、トータルでどの部分がどうだということは、今までの過去の実績ベースではなくて、どういうものではなく、トータル的な形での増収見込みに対して7割というものを設定したというふうに理解してよろしいですか。

議長（滝沢寿美雄君） こっちでいいですか。（発言する声あり）一緒ですね。じゃ笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 今のでいいですね。（（同じ答弁であるならば必要ありません）の声あり）

議長（滝沢寿美雄君） 同じですね。違う答弁で。じゃ笹井総務課長、いいですね、じゃそれ。（（はい）の声あり）いいですか。ほかに。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 今度は歳出、ページ11ページの総務の関係の一般管理費、一般職給与を減額という話になっておりますけれども、産業振興室の再任用、これ再任用ということによろしいのでしょうか。再任用職員の給与に関しては、26年度の当初予算上は、私の記憶違いかどうか、ちょっとわかりませんが、予算計上はしてないということで、多分今般の補正で出てくるんであろうというふうに理解はしとったわけですけど、どういう給与体系をとって、それはどういうふうに予算が反映されてるか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 給与関係でございますけれども、この11ページの総務費のところでは、産業振興室の職員の給与はここには反映をしてございません。

それで、どこにあるかということなんですが、ちょっと今、手元に資料がありませんので、時間をいただいておりますが、よろしくお願ひします。

議長（滝沢寿美雄君） じゃ後でお願いをいたします。

ほかに質疑ございませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 10番、宮下です。

12ページの企画費のコミュニティ助成事業ということで570万あるわけですが、これは3地区の予定ということですが、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） お答えをいたします。

このコミュニティ助成事業でありますけれども、3地区、当初2地区で国のほうで採択をされております。その後、そのコミュニティ育成事業、採択漏れの中から県の助成事業に移行される、対象となるということで、合計3地区で570万ということで補助事業として採択をされております。中身一通り。（発言する声あり）

3地区でありますけれども、3地区につきましては、西塩沢地区、それから真蒲地区、それから桐原。金額のほうもそれぞれあれですか。（（内容）の声あり）

それでは、西塩沢地区につきましては、夏まつり等の備品等の設備ということで210万ということです。それから真蒲地区におきましては、除雪機の購入ということで140万ということでありまして、それから桐原地区につきましては、区内の放送設備の導入ということで210万ということになっております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。

ページ22ページ、土木総務費、工事請負費の樽ヶ沢町有地造成、残土処理との説明  
でございましたけれども、計画の内容についてちょっとお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 武重建設課長。

建設課長（武重栄吉君） お答えいたします。

手元に、済みません、詳細な資料は持ってないんですけども、約5,000平米ほどの土地なんですけど、樽ヶ沢の現在埋め立てを完了した場所から白樺湖寄りに約数百メートル行った場所なんですけど、前に樽ヶ沢山荘のバンガローというんですかね、それが幾つか建ってた場所なんですけれども、そこについて立木の伐採、それから一応、ただ単に残土置き場ということではなくて、将来的に何か計画できるように、暗渠パイプですとか、そういうものを入れる工事をして、それから県道、それから町道等の改修に伴う残土をだんだん積み上げてって造成していくという予定でおります。面積的には、先ほど申しあげましたように、5,700平米ほどだったと思いますが、また数字的にはもう一度、後ほど報告させていただきます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長、先ほどの答弁、お願いをいたします。

総務課長（笹井恒翁君） 先ほどの橋本議員さんの給与の関係ですけれども、大変失礼いたしました。内容的には、総務費の一般給与の中に産業振興室の職員の給与も含まれております。当初予算編成時、12月1日現在の職員体系で予算化をしております。その中に新規採用職員の3名の分も含めて総務費に計上という中で、当初予算で28名の職員を職員ということで計上してございます。

異動で8人増、8人減という中で、プラス・マイナスはないんですけども、新規採用職員について、各課への配置という形で、3名減っております関係が減額、あとは理事者の給与の減額によるものということで、ご質問の産業振興室は総務費のほうで計上してございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ということは、当初予算の中に入れ込んであったということですね。

（（はい）の声あり）

では、そのときの給与体系については何を適用されているか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 予算編成時は、その12月1日現在でいる職員の給与で積み上げをしてございますので、内容的にはそういうことです。

議長（滝沢寿美雄君） 追加はいいですか。

総務課長（笹井恒翁君） 産業振興室の職員は総務費の中で計上と。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） そのときにおられたのは、現実はおられないわけですよね、12月1日現在には。違う給与体系で計上されてたわけですよね。再任用職員の給与体系として計上してないですよね。（（ないです）の声あり）ですから、再任用職員として計上されてないものを今回修正してるわけですよね。だから、再任用職員の給与体系は何を使っておられるかを確認しております。

議長（滝沢寿美雄君） いいですか、森澤副町長。

副町長（森澤光則君） では、私のほうからご答弁させていただきます。

職員の給与、今の再任用職員につきましては、再任用職員に適用する給与表がございますので、その適用でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 予算上は、その再任用職員、全部で5段階に分かれているわけですが、予算上、幾らを予算計上されてるかを確認してるわけです。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 今回の産業振興室の職員についてということよろしいですか。1級でございます。

議長（滝沢寿美雄君） よろしいですか。（（はい）の声あり）ほかに質疑はございませんか。  
〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第53号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第10 議案第53号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第54号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第54号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第55号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第12 議案第55号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

ませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 請願第1号～日程第16 陳情第4号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第13 請願第1号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書提出を求める請願から、日程第16 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書までの4件について、ご意見のお持ちの方の発言を許します。ご意見はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び請願・陳情については、お手元に配付いたしました議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会への付託をすることに決定をしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前10時49分 散会）